



月報

8

缶詰問屋協会

(45.8.5 №44 VOL4)

◆目次◆

7月の行事	1
◇理事会	2
理事会決議事項	4
◇業界記者会見	5
◇添加物対策協議会	5
◇食品加工全国団体連絡協議会総会	8
砂糖関係税制改正について陳情書(案)	9
◇普及宣伝部会	15
◇水産缶詰流通事情研究会委員会	18
◇チクロ使用禁止により蒙った損失に対する 補償または融資に関する陳情	21
◇缶びん詰製品に使用する砂糖の輸入税 および消費税に関する陳情	23
◇蔬菜・規格合同部会	24
◇果実飲料公正規約公聴会下打合会	26
◇JASももかん詰懇談会	28
◇食品業公正取引協議会懇談会結成	29
◇果実飲料等の表示に関する公正競争規約公聴会	30
◇(日缶協)公共料金委員会	32
◇普通倉庫保管料率22%値上げ	35
◇アスパラガス缶詰の褪色見方会	36
◇チクロ問題に関する釘沢弁護士の見解	37
◇果実部会	40
◇旧表示印刷缶の転用について日缶協へ要望	44
関係団体報知	45
会員消息	50

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京 (273) 9289番

7 月 の 行 事 一 覧 表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
普及宣伝部会	7月 2日	13.30~15.00時	北 洋 商 事 株	21名
理 事 会	7月 2日	15.30~17.00時	・	20名
業界紙記者会見	7月 3日	10.00~11.00時	・	記者13名
食品加工全国団体連 絡協議会總會	7月 6日	13.00~15.00時	全日菓連会議室	
水産缶詰流通事情研 究会	7月 8日	13.30~17.00時	北海製缶会議室	7名
添加物対策協議会	7月 9日	11.00~15.30時	日 缶 協	中山副会長 専務理事
果実飲料公正規約公 聴会下打合会	7月13日	13.30~16.00時	日本果汁協会	関係5団体
JASももかん詰 懇 談 会	7月14日	14.00~17.00時	日本農業研究所	全缶協5名
倉庫料値上げ折衝	7月14日	13.30~18.00時	日 缶 協	
水産缶詰流通事情 研 究 会	7月16日	13.30~15.00時	・	6名
倉庫料値上げ折衝	7月18日	10.00~12.00時	・	
果 実 部 会	7月21日	13.00~14.30時	北 洋 商 事 株	20名
蔬菜、規格合同部会	7月21日	14.30~16.00時	・	20名
果実飲料等の表示に 関する公正競争規約 公聴会	7月22日	13.00~17.00時	経済企画庁 第2大蔵ビル	
釘沢弁護士意見聴取	7月24日	11.00~12.00時	釘沢法律事務所	北田専務理事
食品業公正取引協議 会懇談会	7月27日	13.30~15.30時	瑞 穂 会 館	関係11団体
アスパラガス缶詰の 褪色見方会	7月29日	13.30~15.30時	日本缶詰検査協会	全缶協6名
8 月 の 行 事 予 定				
「世界・パンまつり」	8月4日 ~ 9日	6日間	名古屋市 松坂屋	
共同宣伝トップ会談	8月 6日	11.00~	丸ビル 精養軒	

理 事 会

日 時 昭和45年7月2日 15.00～16.30時
場 所 北洋商事(株) 7階会議室
議 題 (1) チクロ対策に関する件
(2) そ の 他

※ 理 事 会 審 議 の 概 要

チクロ問題に関し全缶協として態度を決めなくてはならないとの6月26日開催の中部政策調査部会での強い要望があり、また各地の政策部会の空気も全缶協として今の時点ではつきりチクロ製品の販売禁止による混乱に対し何等かの態度を打ち出す必要があるとされ、この日の緊急理事会となつたもの。

なお理事、監事24社中10社がチクロ対策委員会の委員であり、この委員会を拡大した理事会というかたちでチクロ対策委員会を含めた理事会とされた。

1. チクロ対策に関する件

1) チクロ缶詰の在庫状況について

浅井会長から次のような説明があつた。

「昨年11月5日、食品衛生法の改正がなされ11月10日より使用禁止。チクロ製品の食品類の販売を2月28日で全面禁止するという発令があつた。しかしこの期間でとても缶詰の消化を図ることは不可能であり、業界挙げての運動の結果缶詰、壺詰、つぼ詰、たる詰は9月20日まで延期となつた。11月5日の発表以降の取引きは全缶協メンバーは申すまでもなく各地卸店も相当の犠牲を払つて9月末に残らないよう消化に努めているが今後、業界がどんな対策を講じていくにしても、その裏付けとなる資料

を用意しておく必要があるということからチクロ製品の5月30日現在の在庫調査を行ない、メーカーサイドは日缶協、問屋サイドは全缶協が受け持ち、全缶協会員、会員外は9団体（東京都食品卸同業会、神奈川県缶詰卸協会、静岡県缶詰卸商組合、中部食料品問屋連盟、京都食品卸同業会、大阪食品卸同業会、兵庫県食品卸同業会、長野県缶詰問屋連盟、新潟缶詰食品卸協会）に依頼し、その集計を事務局で行なった。メーカーの方の在庫集計も出来ているが、一応この調査で傾向はつかめるのではないかと思う。9月末での消化見通しについては平均78%という回答であるが、これにも価格を安くすれば100%消化可能と付記したところもあるので、もう少し消化率はあがるのではないかと思う。」

2) チクロ入り缶詰の返品について

9月30日の販売禁止時点におけるチクロ入り缶詰の返品問題について、慎重審議を行なったところ全缶協として「返品には一切応じない」ことを決議することとなり発表文書の作成がなされた。

この決議について外部発表の方法等を協議したところ、「1月～2月に発表すべきものを時期が早いということで現時点まで返品問題等は延ばしてきたことであり、いまのうちなら話合いのうえで他に配置がえすることもできる。しかしそれが9月になつてからでは手の打ちようもなくなるため1日も早く返品には一切応じないことを発表しておくべきだ。」との発言があり、審議の結果返品には応じない旨を正式に発表することに意見が一致し、細目にわたる文案の検討に入り次の通り全缶協理事会決議となつた。

理事会 決議事項

昭和45年7月2日

チクロ入り缶燻詰の取扱いについて

チクロ入り缶燻詰の販売猶予期限は業界の努力によつて本年9月30日まで延期せられ昨年11月5日チクロ使用禁止発表後の売買は販売禁止時点までに完全消化を図る了解のもとに相対取引が行われている。

全缶協会員および卸売業者は販売禁止時点である9月30日までに完全消化がなされるための価格形成に努力しこのため各地とも順調な消化を見つつあるものと観測される。

従つて今般、全国缶詰問屋協会は理事会の決議をもつて下記の通り対処することになつた。

1. チクロ入り缶燻詰に関する行政措置は、この行政措置によつて損害を蒙るものは商品の所持者（製造者、問屋、卸店、小売店）であるとしている。
2. 以上の経緯に鑑み全缶協会員（問屋および卸売業者）は自今、卸業者間は勿論のこと、末端小売店よりのチクロ入り缶燻詰の返品には一切応じないことに決定した。
3. 従つて全缶協会員（問屋および卸売業者）はチクロ入り缶燻詰の卸店在庫ならびに小売店在庫について9月30日（販売猶予期限）までに完全消化を図るよう指導せられたい。

以上

以上の決議により全缶協会員、地方卸団体の9団体には全缶協と同一歩調で徹底されたいとの依頼書を提出。また7月3日10時から約1時間北洋商事(株)会議室で業界記者会見を行ない新聞発表を行なうことも諒承された。

業 界 記 者 会 見

日 時 昭和45年7月3日 10.00～11.00時
場 所 北洋商事(株) 7階会議室
内 容 理事会決議事項に関する記者発表

※ 記者会見の概要

浅井会長、北田専務理事は、有力業界紙13社を招き、記者会見を行ない、テクロ入り缶詰の販売禁止時点における返品は一切これに応じない旨の理事会決議の要旨を説明、全缶協決議文を広く周知徹底することにつとめた。

添 加 物 対 策 協 議 会

日 時 昭和45年7月9日 11.00～15.30時
場 所 日本缶詰協会 会議室
議 案 1. 45年5月20日以降の経過
2. 5月末日在庫報告
3. 今後の対策

4. 9月末日在庫商品の措置
5. 損害の立証方法

全缶協側より中山副会長、北田専務理事、農林省経済局より相沢課長出席。

☆ ☆ ☆

1. 45年5月20日以降の経過

隅野専務理事よりシール貼付の徹底、保健所等への折衝、このほど京都で警察沙汰になつた経緯等につき簡単な説明があり、その中で東京都の衛生局から、9月末日以後における在庫の処置につき業界はどのような考えでいるか問合せが来ているとの報告があつた。

2. 6月末日在庫報告

日缶協、全缶協側の調査結果をもとに9月末時点における消化見通しについて協議がなされた。

3. 今後の対策について

田上会長は今後の対策として考えられることは、(1)販売猶予期間の延長、(2)損害賠償又は補償、(3)9月末の在庫品に対する長期低利の金融措置、の3点位しか考えられないとし各氏の意見を求めた。

ある委員は猶予期間延長説を主張、少なくとも流通段階に現存するもの位は販売を認めるような措置を講じてもらう運動をすべきであるとの意見があり、またあるものからは消費者から缶詰が前回延期されたこと自体問題とされた位であるのでこれは却つて業界のマイナスになるとの反対意見も

あつた。

田上会長の意見は下記の通り。

- (1) 無期延期はこれ以上陳情できない。
- (2) 損害賠償は各自の決心の問題であり、個人あるいはグループにより地域的に所轄裁判所へ申立てるとよい。それにより、色々の判決が出てくると思う。
- (3) 延期のお蔭でテクロ缶詰の大半を消化できた。しかし9月禁止時点でなお50億円近くの在庫を抱える見通しであり、陳情に当つては延期していたぎたいところだが、それはできないことだろうから、是非補償を加味した低利長期の融資を政府に願ひ出る。

この3点で種々意見を出し合つたが、業界結論としては田上案で進めることとなつた。

4. 9月末日在庫商品の措置

9月末の時点における小売店の在庫をどう始末するか。それらの処置を想定していまのうちから全缶協側にて検討され、日缶協に示してもらいたいとの田上会長の希望があつた。特に9月末の在庫をどうするかの問題について厚生省も業界の姿勢をきいてきており、業界としては小売店に廃棄させるよう方針を示すことも必要ではないか。そのさい保健所の立会いで証明書もとりつけるなどいまのうちに種々案を練つておき、問屋側が中心になつて箇条的にも明らかにしておく必要がある。そして日缶協はこれに協力するという立場で進めたいとの意向であつた。

☆

☆

☆

なお日缶協側も全缶協同様返品をうけとらない旨の決議をすべきではないかとの意見が出されたがこの問題は重要なことであり、暴力団の喰いもの

にならないためにも意志を示しておいていた方がよいとされ。結局消費拡大委員会を開き、その内容と時期を協議することになった。

食品加工全国団体連絡協議会総会

- 日 時 昭和45年7月6日 13.00～15.00時
- 場 所 全日菓連 会議室
- 議 題
1. 昭和44年度収支決算報告
 2. 役員改選について
 3. 昭和45年度会費について
 4. 砂糖関係税に関する運動について
 5. その他

☆ ☆ ☆

1. 収支決算報告
2. 役員改選について
いままで伊東正義氏であつたが、45年度からは中西一郎氏が会長となることに決定。
3. 45年度会費について
通常会費としては前年通り年間1万円に決定。
4. 砂糖関係税に関する運動
食品加工全国団体連絡協議会として減税運動を強力に進めることになり、その手はじめとして別掲のような陳情書を総理大臣、農林大臣、大蔵大臣、経済企画庁長官、農林、大蔵の各次官、関係局長、自民党幹事長、社会党

委員長、公明党、民社党、および農水産委員長、大蔵委員長、税政調査会長。に、それぞれ直接に代表者持参で提出する。また、国会議員全員に同様陳情文を郵送する。

この郵送に当つては各団体およびその所属会員の記名捺印によつて実施する。

さらに適当日時を選定し大会を開催する。

その他

- (1) 陳情は波状的に実施する。
- (2) 行動開始は7月より開始し、国会召集期日を目標として徐々に盛りあげる。
- (3) この運動は精糖工業会とは共同で行なわない。
- (4) 各団体の関係ある衆、参両議員には直接面会し陳情書を提出説明する。
- (5) 全国の商工会議所を通じ政府に陳情する。

以上のような活動方針であるが、これに伴なう特別予算が必要とされ、案としては1,055,000円が組まれている。

この費用の徴収方法としては会員をA、B、Cの3クラスとし、A=5万円(13団体)、B=3.5万円(8団体)、C=2万円(10団体)としたい旨、説明があり、諒解が求められた。

なお全缶協としては2万円の協力要請があつた。

砂糖関係税制改正についての陳情書(案)

食品加工全国団体連絡協議会

我が国の糖価は別表(1)で示す通り世界主要国に比較して高水準にある。

本協議会に加入（別表）している食品加工業界は、例外なく砂糖を原料として使用しているが、原料代に占める砂糖比率の極めて高率な菓子類、パン類、飲料、漬物、乳製品、缶・燻詰、佃煮、トマトケチャップ、ソースなどの分野をはじめとし、砂糖関連税額の引き下げが物価安定、関連業界の発展に寄与するところは極めて大きなものであることは、何人も異論のないところであろう。加うるに食品加工業の生産額のうち96%を占める中小企業群は勿論大手の食品加工業者も経済の自由化実施を目前にして経営の前途に多大の不安をもっている。

食品加工業が、海外の同種産業と競争するに当つて政府は国内産業に課している高率の課税という不利な条件を当然改められるものと確信しているが自由化の問題が最終段階を迎えまた物価問題が焦眉の急となつているときに当り我々は次の各項の実施について強く要望するものである。

- (1) 砂糖消費税（現行K当16円）を、昭和45年度を初年度とし段階的に撤廃する。
- (2) 粗糖の関税を国内甘味資源に対する施策展開と関連させつゝ逐次引き下げる。

参 考

1970年代の国内甘味資源対策（試案）

1. 東南アジア産タピオカ及びサゴでん粉と国内産甘しよでん粉、馬れいしよでん粉をブールし前者の利益で後者の維持育成をはかる。
このため東南アジアに対する農業技術協力体制を強化する。
2. 国内産てんさい糖及び甘しよ糖については関税収入のなかから所要財源を確保しつゝ育成に万全を期す。
3. 1～2のため精価安定事業団を改組する。

別表(1)

世界主要国砂糖小売価格 (K当)

(1970年6月調査)

国名	価格	国名	価格
フランス	103円80	デンマーク	107円
西独	107	ポルトガル	90
スイス	72	香港	60
英国	74	シンガポール	64
オランダ	114	チリ	80
カナダ	65	日本	130
米国	100		
スペイン	98		
アイルランド	63		
ノルウェー	55		

※ グラニュー糖

別表(2)

主要国の砂糖の関税消費税 (K当円換算)

(1970年6月調査)

国名	関税	消費税	合計
スイス	14円91銭	無税	14円91銭
英国	21.70	"	21.70
米国	5.00	4円20	9.20
カナダ	2.20	無税	2.20
オランダ	12.60	25.69	38.29
アイルランド	無税	無税	0
日本	41.50	16.00	57.50

別表 (8)

用途別砂糖消費量 最近の精糖工業会の資料による

用途別	41年度		42年度		43年度	
	数量 (t)	%	数量 (t)	%	数量 (t)	%
パン	183,828	9.65	186,029	9.06	195,354	8.87
菓子	742,932	39.73	815,917	39.74	830,709	38.73
びん缶詰、ジャム	27,036	1.42	34,975	1.70	49,948	2.27
製品	45,881	2.41	43,448	2.12	42,041	1.91
菓料	25,663	1.35	27,154	1.32	38,462	1.75
清涼飲料	101,228	5.31	145,893	7.11	189,372	8.60
調味料	26,061	1.37	27,541	1.34	44,514	2.02
漬物 佃煮 其他の食料品	45,060	2.36	55,096	2.68	84,993	3.86
酒類	4,485	0.26	5,960	0.29	5,636	0.26
医薬品	19,170	1.01	21,279	1.04	25,959	1.18
小口業務用	55,609	2.92	61,168	2.98	72,863	3.31
家庭消費	633,093	33.23	623,823	30.63	621,607	1.824
合計	1,905,046	100.00	2,053,278	100.00	2,201,458	100.00

備考 食品加工用消費比率は、41年度62%58、42年度65%06、43年度77%01(酒類、医薬品、小口業務用、家庭消費を除いた年)。

別表(4)

砂糖消費税、関税の変遷

一 貸付利子による藩の財政

天保6年(1835年)諸藩の財政状態窮迫しこれが藩政の再建と糖業の振興とを結び付ける政策が本格的にとられたのが初まりである。

即ち、砂糖為替貸付制度なるものを設け、貸付利子を徴収したものである。一方大阪砂糖会所も藩直営の機関でこれは直接仲買への入札売却と元売捌きとに分けられ入札利益と売捌代金の20%を運上金として徴収していた。元祿年間には幕府の貿易統制の強化にともない、長崎会所を設け長崎奉行の直轄とし唐、オランダ船による輸入糖について競争入札により競売し、持渡し品、値組価格と落札価格との差額は会所の収入となり幕府に納付している。これは砂糖が当時における貴重奢侈品的な扱いをされたことによる他藩財政再建の二途の目的によるものようである。

慶応2年(1866年)国内糖価の暴騰に伴い外糖供給増加を必要としたため従来の輸入糖に対する安政5年から續いた従価20%の税率を従価5%に引下げた記録がある。

この従価税の課税標準は、相手国の輸出価格に対するものとし、国内物価の変動に影響されないことになっていた。

二 消費税

(1) 砂糖消費税の初まり

砂糖消費税は明治34年10月、日清戦争の戦後財政処理のために創設されたものであり、台湾、朝鮮、内地とも同一税率で適用された。

(2) 臨時租税増収法と日支事変特別税法

昭和12年日支事変勃発にともない、臨時租税増収法が布告されて20%増税。さらに昭和13年には日支事変等特別税法により10%増徴と

なつたが、これは政府財源の約4%に相当するものであつた。(酒税は約8%、清涼飲料税は約0.2%)

(3) 色相課税から製造方法課税へ

昭和15年には税制の根本的改正により従来の色相課税法から製造課税法となり税率は平均10%方増収されることになつた。

その税率は次の通りである(代表的なもの)

含みつ糖	百斤当り	8円
粗糖		5円50銭
精糖		12円50銭

二 関税

砂糖の輸入関税は前述の通り安政5年創設慶応2年の改正を経て、明治32年関税率法が制定された。その後その税率は漸次引き上げられ、昭和7年6月には為替の低落のため従価率と従量率との均衡を得せしめるため35%の附加率が徴収されたが、これは国民生活安定の趣旨から昭和12年撤廃された。

三 このように砂糖消費税、関税の変遷をみて

わかるように砂糖関税の歴史は徳川幕府時代(天保6年(1835年))貴重奢侈品的な考え方より高額な税を課したもので消費税は明治34年10月の日清戦争の戦後財政処理の下に創設され、昭和12年の日支事変勃発にもない戦費確保のために大巾に増税されたものである。

明治より現在に至る関税、消費税の推移

(K当に換算)

年 月 日	砂糖消費税(第二種糖)	砂糖 関 税 (粗糖)
明治35年 銭	4.07 銭	0.340 銭
" 44年 "	12.50 "	4.167 "
大正 5年 "	15.00 "	"
" 10年 "	15.00 "	"
昭和11年 "	14.33 "	5.617
" 15年 "	16.67 "	"
" 19年 "	29.17 "	5.900
" 21年 (円)	6.00 円	免 税
" 25年 "	33.33 "	"
" 26年1月1日	16.67 "	従価率10%
" 27年4月1日	32.50 "	" 20%
" 28年8月1日	39.17 "	" "
" 29年4月1日	46.67 "	" "
" 30年7月1日	" "	" "
" 31年4月1日	" "	" 14.00円
" 34年4月1日	21.00 "	" 4.150
" 38年12月21日	16.00 "	" "

普 及 宣 伝 部 会

日 時 昭和45年7月2日 13.30~15.00時

場 所 北 洋 商 事 (株) 7 階会議室

議 題 1. 部会長、副部会長選出の件

2. 45年度部会活動の件

① 缶詰共同宣伝経過報告

② 第2回「缶詰食べましよう週間」経過報告

③ そ の 他

※ 部 会 討 議 の 概 要

この部会では任期満了に伴う正副部会長の選出。および45年度部会活動の件を中心に審議が行なわれた。

1. 正副部会長の選出

正副部会長は留任と決定。部会員構成は次の通りである。

普及宣伝部会員 (23社)

部 会 長	竹内 治雄 (株国分商店)	取締役食品部長
副 部 会 長	杉谷 隈男 (株明治屋)	常務取締役
	野田喜三郎 (野田喜商事(株))	取締役社長
【京 浜 地 区】		
北 洋 商 事 (株)	(株) 逸見山陽堂	
明 治 商 事 (株)	(株) 古屋商店	
三 井 物 産 (株)	住商フーズ(株)	
野 崎 産 業 (株)	(株) 鈴木洋酒店	
(株) 小 網	(株) 矢口屋商会	
(株) ヤ マ ム ロ		

〔名古屋地区〕

(株) 北村商店 (株) メイカン

(株) 梅沢

〔京阪神地区〕

大橋 (株) 祭原

(株) 松下商店 加藤産業 (株)

(株) 吉川商店 (株) 長井藤商店

2. 45年度部会活動について

① 缶詰共同宣伝経過報告

北田専務理事から「44年度、缶詰共同宣伝実施結果」につき資料をもとに説明を行ない、より効果的な宣伝方法等につき意見交換がなされた。缶詰のPRが目的であり業界が大同団結してやらなければ効果が薄く、やはり抽象的な宣伝でなく、直接消費に結びついた宣伝ということでその具体的方法について全缶協普及宣伝部会として意見を出し缶詰キャンペーン委員会に提案しようとの見解が示され、特に浅井会長からどんな宣伝をしてもらいたいというような希望を寄せられたいとの意向が述べられた。

またモニター制度を設け消費者から製品の批判を聞くといった方法も考えたらどうかとの意見もあつた。

本年度の缶詰共同宣伝についてはまだ宣伝案も検討されていない状態で遅れているが、田上会長、高碇会長、浅井会長の3トップで決めていく約束になつている。

② 第2回「缶詰食べましよう週間」経過報告

北田専務理事から第2回「缶詰食べましよう週間」収支報告(45年6月30日現在における中間報告)について説明がなされたあとアンケート

ートについて次のような説明が行なわれた。

「ことしも缶詰食べましよう週間実施効果についてアンケートを取り、会員店1枚と、会員店を通じて主だった小売店、スーパー等に2～8枚程度を配布していろいろとご意見を聞いてみたい。その結果を集計して会計報告とともに協賛メーカー、団体にお礼も兼ねてお知らせしたいと考えている。」と語り、ことしはとりあえず今年のアンケート内容の「缶切自費負担希望の有無」を削除し、新たに「(4)消費者への進呈品について④缶切りがよい⑤ほかのものがよい(例えば)」の項目を加えて会員、小売店とも同様の内容でアンケートをとることになった。

(第 2 回)

水産缶詰流通事情研究会委員会

日 時 昭和45年7月8日 13.30～17.00時

場 所 北海製缶 会議室

内 容 ① メーカー調査

1) 調査地と対象会社

2) 対象会社と調査品目

② 水産缶詰流通経費等の追跡調査表

1) メーカー用

2) 販売先用

3) 小売業用

③ 意識調査

1) 問 屋

2) 小 売 店

出 席 水産庁 山根主任、田中氏。日缶協 隅野専務、村井、三浦。

谷口、鈴木の名氏。水産缶工組 塚原専務、吉田氏。全缶協 北田専務、中沢。 以上11名

※ 委員会の概要

この委員会は、去る6月24日の第1回目の委員会に引き継ぎ開催されたものであるが、6月4日の調査員会で調査についての具体案を検討したものをこの委員会でさらに煮詰めが行なわれたもの。

1. 調査地と対象会社

調査対象会社としては、地区別に調査品種を区分した。

なお水産会社に対しては改めて会合を持ち協力を求めることになった。

現在のところ調査対象会社は一応18社である。これは調査のしやすいことを条件とし調査経費等を勘案して決められたもの。

2. 水産缶詰流通経費等の追跡調査

追跡調査は個々の工場名、ブランド、会社名等は公表せず~~秘~~扱により協力を求める。まず「メーカー用」の調査により販売先が判明し「販売先用」調査により「小売業用」調査を行なうといつた。メーカー→問屋→小売の流れにより追跡調査を行なう。

3. 意識調査

問屋、小売店に対して口答により意識調査を行なう。

これは追跡調査で訪問した際に同時に聴取される。

4. 調査のスケジュール

メーカー調査は7月下旬～8月上旬、問屋、小売店調査8月下旬～9月上旬。

水産缶詰生産流通調査について

水産缶詰流通事情研究会から、45年7月24日付で全缶協浅井会長宛次の文書が寄せられ協力方の要請があつた。

水産缶詰生産流通調査にご協力お願いのこと

拝啓 盛夏の候、ますますご清祥のこと大慶に存じあげます。

このたび、水産庁の補助金を受けて、水産缶詰の流通経路と各段階別の価格形成等を調査し、水産缶詰の流通事情を明らかにするため、貴協会の北田専務理事にも委員として参加たまり調査研究を行なうことになりました。

つきましては、今回の調査が円滑に実施できますよう貴会の格段のご協力をお願い申しあげたく、ご多用中恐縮に存じますが、貴会員ならびに各地区卸同業会あてにお口添えいただければ幸に存じます。

何とぞ、格別なるご配慮を賜りますようご依頼申しあげます。

敬 具

チクロ使用禁止により蒙つた損失 に対する補償または融資に関する 陳情

日本缶詰協会、全国缶詰問屋協会、両会長連名により45年7月22日から
27日にわたり表記の陳情を行なつた。陳情先は

自由民主党 副 總 裁	川 島 正次郎
“ 政務調査会長	水 田 三喜男
“ 幹 事 長	田 中 角 栄
“ 總務会長	鈴 木 善 幸
厚 生 大 臣	内 田 常 雄
大 蔵 大 臣	福 田 起 夫
農 林 大 臣	倉 石 忠 雄
通商産業大臣	宮 沢 喜 一
自由民主党 政務調査会副会長	西 村 直 己
農林省農林経済局々長	小 暮 光 美

その他関係先。

陳情書は下記の通り。

チクロ使用禁止により蒙つた損失 に対する補償または融資に関する 陳情

缶詰産業の育成強化については、格別のご指導ご援助を賜わり厚く御礼申し
上げます。

さて、政府はさきにチクロ含有缶詰・びん詰などの流通猶予期限を本年9
月30日まで延長することを認めましたが、私共業界はそれ以後總力をあげ

て在庫品の消化につとめてまいりました。

しかしながら、消費者のテクロ製品に対する不信感や恐怖心により、売れ行きは極めて低調であり、やむを得ず正常販売価格の30～50%の値引を行うことにより、約1,370万函の製品を消化する予定であります。これにより蒙る損害は別表のとおり128億円の多額に上るものと推定されます。

さらに全面禁止となる10月1日現在の残存在価製品は約160万函、40億円と予想されますので、テクロ使用禁止に伴なう業界の蒙る直接の損失は約168億円に達するものと見込んでおります。

これは、缶詰の国内向年間生産額の12.5%に相当する多額なものであつて、昨年11月以降6月まで実に業者の倒産は別表のとおり51社負債総額153億円（日本缶詰協会の調査による）に達し、今後も倒産業者の續出することが予想され、業者の大多数が中小企業で占める缶詰業界の基盤を根底よりくつがえすことにもなりかねません。

私共は、法律にもとづき政府当局により公認された食品添加物としてテクロを使用し、缶詰を製造しておりましたが、このような大きな損失は政府当局の突如の禁止により生じたものでありまして、前記損害ならびに10月1日現在において未処分の製品は公共福祉のために提供させられたものとして、憲法第29条3項により当然補償せらるべきものと信じます。

万一、補償が実現困難な場合といえども次善の策として、危機にひんした業界を救済するため、少なくとも政府保証の裏付ある低利長期の特別融資措置を至急講ぜられるよう要望します。

以 上

缶びん詰製品に使用する砂糖の輸入税 および消費税に関する陳情

日本缶詰協会、日本蜜柑缶詰工業組合、日本農産缶詰工業組合、日本ジャム工業組合、日本水産缶詰工業協同組合の5団体連名により昭和45年7月15日付で農林、大蔵大臣、経企庁長官等に陳情書が提出された。

缶びん詰製品に使用する砂糖の輸入税 および消費税の免税に関する陳情

缶詰産業の育成強化に関しては、毎々格別なるご高配を賜わり厚くお礼申しあげます。

わが国の缶詰産業は、昭和44年における生産が9,028万箱2,200億円に達し年々5%の増伸を示しております。

缶詰の国内消費は、食生活の高度化に伴ない年とともに増加し、44年は約7,500万箱、1,500億円と推定されわが国個人消費の飲食費支出総額の1.6%を占めて、国民生活に欠くことのできない必需品となつております。

一方、貿易自由化により、缶びん詰製品の輸入は急増し、昭和44年の輸入実績は12万トン(約1,000万箱)、164億円(4,600万ドル)に達し年々25%程度上伸し、国産品と輸入品の競争はますます熾烈になつております。

こうした状況にあつて、本業界は製品の品質向上に努めながら極力価格上昇をおさえてまいりました。しかるに昨年11月のチクロ使用禁止により、

缶びん詰製品の砂糖消費量は3万トン程度増加し、約8万トンとわが国砂糖総供給量(240万トン)の3%にもなります。

人工甘味料使用中止に伴ない缶詰のコストは、果実缶詰は7%、ジャム類は21%と上昇を余儀なくされ政府の物価抑制政策と大いに矛盾する結果にもなっています。

われわれは安価にして高品位の製品を国内に供給し、さらに輸入品との競争に打ち勝つために、諸外国ではみられない高額な砂糖の輸入税41.50円、課徴金0.90円および消費税16円を減免されるよう陳情いたします。

蔬菜・規格合同部会

日 時 昭和45年7月21日 14.30~16.00時

場 所 北洋商事(株) 7階会議室

- 議 題
1. 缶詰規格簡素化に関する件
 2. フキ、グリーンピース等の着色料に関する件
 3. その他

※ 合同部会の概要

この合同部会は缶詰規格簡素化についてを中心に検討が行なわれ、缶詰JAS規格簡素化委員会の設置を決定した。

1. 缶詰規格簡素化に関する件

ことし松山での缶詰全国大会で、缶のJASは1割程度しかなく、そ

のためにはJASを受けやすいようにすべきであるとの決議がなされ、缶詰の規格簡素化に取り組んでいくことになったが、その後日缶協委員長である九州食品工業株式会社社長志村尚徳氏から試案として全缶協に届けられた。これにより6月19日開催の野菜部会で語られたがこの部会で全缶協は末端の声をよく聞いたうえで慎重に決める必要があるということからそれぞれ持ち帰り対案を示してもらったうえで7月中旬部会を開催し全缶協案をまとめようということであった。

本部会では特にマルヤス食品㈱、㈱矢口屋商会、大橋㈱から具体的な(案)が示され野崎産業㈱、住商フーズ㈱、㈱国分商店、㈱逸見山陽堂からそれぞれ末端意見について報告が行なわれた。特に注目すべき提案が㈱国分商店の沢口氏からあり『1本多いか少ないかの差によつて500円もの価格差が生じ不合理である。これを是正するためサイズ規格の本数を途中抜いてはどうか』との発言があり、こうした意見をもとにあらためて検討することになり、そのためには缶詰JAS規格簡素化委員会を設置してはどうかとの提案があり全員異議なく諒承した。

〔缶詰JAS規格簡素化委員〕

大橋㈱、㈱矢口屋商会、㈱祭原、㈱北村商店、㈱国分商店、北洋商事㈱、
㈱逸見山陽堂、野崎産業㈱、住商フーズ㈱、マルヤス食品㈱。以上10社

2. フキ、グリーンピース等の着色料について

フキ、グリーンピース缶詰は硫酸銅を最少限度使用しないと色が褪色し、半年もすれば茶色となり商品として売れない実情にあり、硫酸銅の禁止の動向と今後の見通しなどにつき話し合いが行なわれた。

3. アスパラ缶詰 褪色について

6月19日の蔬菜部会終了後に第1回目のアスパラ缶詰褪色についての見方を行なつたが、さらに1カ月後に第2回目の開缶を行なうことになり、本部会で1カ月経過した時点でどう褪色したかにつき検討がなされた。その結果第1回目と比べかなり褪色しているとの見解であつた。
なお第3回目は3カ月後に行なわれる予定。

果実飲料公正規約公聴会下打合会

日 時	昭和45年7月13日 13.30～16.00時
場 所	日本果汁協会
内 容	果実飲料等の表示に関する公正競争規約の施行規則について検討
出 席	日本果汁協会、全清飲、日缶協平野常務理事、缶協北田専務理事、他3関係団体。

※ 下打合会の概要

公聴会を前に果実飲料公正競争規約の施行規則に関して検討を行い施行規則に規定する主なる事項として次の通り7月22日開催の公聴会に資料として添付することになつた。

なお当日は問屋業界から1名公述人をたて本規約の設定に賛成の立場から発言することになつた。

果実飲料等の表示に関する公正競争規約 の施行規則に規定する主なる事項

1. 天然果汁について

- (1) 濃縮果汁から還元したものにあつては、濃縮果汁還元 の旨標示する。
- (2) 加糖の限度、果汁 1Kg に対し 50g までとし、かつ、加糖の旨標示する。

2. 第 3 条第 1 項第 2 号の原材料の標示内容について

果実の種類、糖類、有機酸、香料、水等とする。

但し、果汁含有率の標示のあるものに限り、水は省略することができる。

印刷びんによるびん詰の原材料については、会社別、商品名別に整理した原材料台帳を公正取引協議会に常備し、これを公開する。なお、この台帳は一部を公取委事務局に提出する。

3. 第 5 条不当標示に関するものについて

(イ) 商品における絵表示については原則として

- (1) 天然果汁にあつては、制限を加えない。
- (2) 果汁飲料、果汁入り清涼飲料にあつては、果実の輪切り絵等は認めない。
- (3) 清涼飲料にあつては、果実の絵は認めない。但し、第 5 条第 1 項第 3 号の但し書に該当するものについては、前項に準じて取扱う。

(ロ) 商品における文言表示については原則として

- (1) 「生」「新鮮」等は、全ての商品に認めない。
- (2) 「天然」「純粹」「純正」「ビューアー」等は、天然果汁以外は認めない。
- (3) 「健康飲料」「美容飲料」等誤解を招き易い文言又は医薬品の文言は、全ての商品に認めない。
- (4) 「特選」「精選」「高級」「ゴールド」「デラックス」「スペシャル」等は、全ての商品に認めない。

4. 広告表現について

上記の原則に多少異なる取扱いをする必要があると思料される点があるので、公正取引協議会の承認を受けることとし、協議会は公取委事務局と連絡を密にしその適正な運営を図る。

5. 缶詰の開缶後の取扱いに関する注意についての標示をする。

6. 冷凍品の保存並びに取扱いに関する注意についての標示をする。

- ◎ 附則における手持包装資材の数量、手持印刷缶の数量、手持印刷びんの数量については、規約の告示後速やかにその確認をして新標示への早期移行につき遺憾なきを期する。

J A S ももかん詰懇談会

日 時 昭和45年7月14日 14.00～17.00時

場 所 日本農業研究所 会議室
(東京都千代田区紀尾井町8)

議 題 J A S ももかん詰の品位の採点について

出 席 [全缶協側] 榎国分商店、榎逸見山陽堂、北洋商事(株)、榎明治屋、北田専務理事

[メーカー側] 5名

缶詰検査協会検査員

※ 懇談会の概要

日本缶詰検査協会主催により、缶詰検査員、メーカー、問屋の3者がそれぞれの見方で20缶を検査したところ、メーカー、問屋は期せずして12缶を特級と判定した。しかし缶詰はこれより辛い採点で7缶が特級とされたが、この7缶のうち2缶は判定後メーカー側との見方の調整により特級に格上げされたものでその外にも保留とされた項目も数点あった。

なお缶詰ではこの検査結果にもとづき、7月21日静岡缶詰協会（清水市）、7月22日福島県園芸試験場（福島市）、7月25日三の宮ビル（神戸市）、に於てももかん詰のJAS展示説明会を開催した。

食品業公正取引協議会懇談会結成

日 時 昭和45年7月27日 13.30～15.30時

場 所 瑞穂会館（日本橋通2-2）

- 議 案
1. 会則設定の件
 2. 会費決定の件
 3. 予算案承認の件
 4. 世話人および会計監事選任の件
 5. その他

出 席 食品関係の公正取引協議会11団体。
公取委側 吉田文雄局長、中村景表課長。

☆ ☆ ☆

この懇談会は景品又は表示に関する公正競争規約および独占禁止法第7条2項の特殊指定を運用する食品関係団体で構成され、会の目的としては、①食品の

景品および表示に関する公正な運営を期する、②会員相互の緊密なる連絡と必要な事項について調査、研究および相互研修を行なうことになっており、全国食品在詰公正取引協議会もこの懇談会に参加するが、その外19団体の食品業の公正取引協議会が会員となる。

この日の懇談会は創立總會にも当たり、発起人5名(全国飲用牛乳、全国食品在詰、全国チョコレート業、全国トマト加工品業、マーガリン)がそのまゝ世話人に選出され、その中から全国チョコレートおよび全国トマト加工業の両取引協議会が世話人代表に選ばれ、事務所は中央区日本橋通2～4富田ビルのトマト工業会内におかれることとなった。

なお会計監事には全国削節公正取引協議会が選出され、年間会費は1団体年間5,000円と決定した。

果実飲料等の表示に関する公正 競争規約公聴会

日 時 昭和45年7月22日 13.00～17.00時

場 所 経済企画庁 第2大蔵ビル 会議室

公聴会順序

1. 開会のあいさつ

公正取引委員会委員長 谷 村 裕 氏

2. 規約案の説明

1) 公正取引委員会事務局取引部

景品表示課長 中 村 雄 一 氏

2) 社団法人日本果汁協会々長 三 堀 参 郎 氏

3) 公述人発言

- | | |
|------------------------|---------|
| 1) ㈱国分商店食品部次長 | 益田 栄次氏 |
| 2) 日本チエンストア協会事務局長 | 青戸 泰賢氏 |
| 3) 主婦連合会常任委員 | 和田 正江氏 |
| 4) 消費科学連合会副会長 | 戸田 つる氏 |
| 5) 日本消費者協会テスト課長 | 金森 房子氏 |
| 6) 表示改善協力委員 | 岩田 友和氏 |
| 7) 文京区消費者の会 | 和歌森 玉枝氏 |
| 8) お茶の水女子大学教授 | 稲垣 長典氏 |
| 9) 山脇女子短期大学教授 | 岩崎 康男氏 |
| 10) 慶応大学教授 | 正田 林氏 |
| 11) 農林省農林経済局 消費経済課係長 | 松月 典昭氏 |
| 12) 厚生省環境衛生局食品衛生課 | 古沢 陽一氏 |
| 13) 経済企画庁国民生活局 消費者行政課長 | 三喜田 竜次氏 |

4. 自由発言

5. 閉会のあいさつ

公正取引委員会委員長 谷村 裕氏

以上の順序で公聴会が開かれたが、消費者団体からは「ジュースドリンク」の名称、清涼飲料に果実名を使用することなど強い反対意見が述べられたなお卸業界代表として㈱国分商店の益田栄次氏が公述したがその要旨は次の通り。

- 「流通業者としては良いものを間違いなく消費者に手渡すのが業務なので、このような規約ができて商品が守られるのならまことに結構である。ただ
- ①名称はできるだけしぼつてもらいたい。天然果汁、清涼飲料、ともう一つくらいの三本立てがよいのではないか。
- ②輸入品とのカネ合いも大切で、絵などの表示は内外で条件を統一しなければならぬ。

③販売されているもの、また製造済みのものに対してはできる限り大巾な猶予期間を置いてもらいたい。

④規約はできるだけ早期に決定してもらいたい。」

(日缶協) 公共料金委員会

日 時 昭和45年7月14日 13.30～18.00時

(15.30～日本倉庫協会との話し合い)

場 所 日本缶詰協会 会議室

- 議 案
1. 委員長および副委員長選任の件
 2. 普通倉庫保管料率改訂対策に関する件
 3. その他

出 席 事務局 (日缶協) 隅野専務、安西参与、委員15名
オブザーバー 全缶協 中沢

※ 委員会の概要

日缶協では、倉庫料金等公共料金の値上げが問題となつている折柄、業界として専門委員会を置くことが提起され、去る5月28日の日缶協理事会において公共料金委員会の設置を決定し、14日その第1回目の会合を開き、委員長および副委員長選任と、いま解決をせまられている倉庫料金値上げ巾について委員会の意向を協議し、引續いて15.30時から日缶協側代表委員と折衝に入つた。

1. 公共料金委員会委員のメンバー

日本鮭蟹缶詰輸出水産業組合、日本食肉缶詰工業協同組合、日本水産缶詰輸出水産業組合、日本農産缶詰工業組合、日本鮪缶詰輸出水産業組合、日本蜜柑缶詰工業組合、日本蜜柑缶詰販売株式会社、日本鮭蟹缶詰販売株式会社、東京鮪缶詰販売株式会社、大洋漁業株式会社、日魯漁業株式会社、日本冷蔵株式会社、日本水産株式会社、宝幸水産株式会社、極洋捕鯨株式会社 以上15社

2. 委員長および副委員長

委員長 嶋田 忠 (大洋漁業(株) 常務取締役)
副委員長 山本 哲男 (極洋捕鯨(株) 加工部長)

3. 普通倉庫保管料率の改訂対策

倉庫料金値上げについては、本年8月以降日倉協側と交渉を重ねてきたが公取委が独禁法の疑いがあるとして調査にのりだしたため一時交渉を中断したが、結局運輸省との話し合いによつて解決し、日倉協は7月1日届出を行ない、8月1日実施の運びとなつた。缶詰の改訂保管料率は、業界側16.5%UP、倉庫側25%UPという主張で行詰りの状態にあつたが、7月1日の届出は一応24%UPで行ない、後日話し合いによつて決定、細部的打合せが行なわれる筈。

日本倉庫協会、通産農林団体輸送協議会とで5月26、27日に取り交した覚書の内容は次の通り。

- ① 本料金の改訂は実施期日より向う5カ年間行なわない。
- ② 2期制を3期制に改定したことにより、長期に保管する貨物で非常な影響がおきる場合は別途考慮する。
- ③ 料金届出日以後においても協議の整なわない品目については、従来通

り折衝を行ない、実施期日までに料金を確定する。

この委員会では7月2日付、日経、読売等の日刊紙に倉庫料値上げは平均19%アップと発表されており、日倉協のかねてから主張してきた値上げ率と大巾に相違するのでこの辺を質問する必要があるとされた。いままでの折衝過程で業界の示した16.5%アップで今後も押すということは無理な空気であり、19%～20%アップ程度までの譲歩は止むを得ないとの各委員の一応の腹づもりであるといわれる。

なお比較的単価の安い、みかん、さば缶詰といった品種が大巾な値上げとなるので平均値上げ率を極力押えるよう交渉するとともに、これらについては別途協議できるように要望しようということになった。

4. 日倉協との折衝結果

日倉協側10名の交渉委員と折衝に入つたが、先ず19%upという新聞発表について日倉協側は、食糧庁関係と専売公社以外の8割方は全部値上げをしており、平均24～25%upとなるが、新聞発表は食糧庁、公社も加えての平均を出したものである。19%台の値上が2業種あるが、これは従量率が高くなつており、それに比較し缶詰の24%アップということとは決して不当な水準ではない。

缶詰15品目のうち、従価率1円(1,000円につき)従量率150円(1トンにつき)(缶詰業界はこの割合を60対40におき、従価率1円10銭、従量率100円)で試算すると品目別値上げ率は最高48.9%(55,882円の品目)、最底1.4%(1,082.091円の品目)であり、この最高48.9%を除けば平均18.8%アップということで業界が要望した線とそう差がないわけであり、余り平均値上げ率にこだわらない方が実質的であろうとされている。若し業界が平均24%アップを諒承すれば覚書②項にもある通り大巾値上げとなる品種については別途協議して決めて

もよいとの日倉協側の意向が述べられた。

なお次回（7月18日 10:00時 日缶協）に両者の代表委員で最終煮詰が行なわれる。

6. 業界側代表委員

大洋、日水、極洋、日魯の水産会社と日本鮭蟹缶詰輸出水産業組合、東京鮭缶詰販売㈱、日本蜜柑缶詰販売㈱、日本水産缶詰輸出水産業組合の8社外有志若干名。

この代表委員の基本的姿勢として平均20%アップは止むを得ないが、日倉協の24%アップは極力下げよう交渉する。その上で大巾値上げとなる品種について極力低く押えるよう交渉することになった。

普通倉庫保管料率22%値上げ

缶、びん詰の普通倉庫保管料率をめぐる業界側と日本倉庫協会とで数度にわたり折衝を重ねた結果、ようやく7月18日の業界側公共料金委員会代表、日本倉庫協会との交渉で次の通り妥結した。

1. 缶びん詰の普通倉庫保管料率は、従価率1,000円につき1円、従量率1トンにつき145円とする。この場合、基準値上り率は122%となる。
2. ただし値上り率の著しい「さば缶詰」と「みかん缶詰」については、別途当該団体と話し合いの上、段階的適用料率を定めて実施する。
3. 本料率の改定は、実施期間（8月1日の予定）より向う5カ年行なわない。
4. なお妥結した料率は、甲地の料率であり、乙地の料率は甲地の92%、丙地の料率は乙地の92%である。

アスパラガス缶詰の褪色見方会

日 時 昭和45年7月29日 13.30～15.30時

場 所 日本缶詰検査協会 本部

議 題 アスパラ缶のペール褪色について

出 席 日本農産缶工組。北海製缶研究所 飯塚氏。

全缶協側＝中山副会長、萩原蔬菜副部会長。横田、下妻、植田の
各氏。北田専務理事。

※ 見方会の概要

6月29日に製造直後の製品について第1回目の見方会が開かれたが1カ月後経過した時点でどう褪色したかにつき第2回目の見方会が行なわれた。

席上メーカー側より、①サイズ区分の問題、②内容本数について意見がだされたが、これはなお十分に時間をかけ生販両者間で検討してゆくことになった。

第3回目の見方会は8月28日に開催する。第2回開缶結果は次の通り。

アスパラガス褪色試験開かん結果

45.629

45.1229

	P-1 (ペール淡)						P-2 (ペール中)							
	№	一	士	十	廿	卅	計	№	一	士	十	廿	卅	計
製造直後 6月29日	1		1	8	9	7	25	1			8	9	5	22
	2		1	10	5	2	18	2			2	5	17	24
	3	2	2	12	4		20	3		1	11	6	4	22
	計	2	4	30	18	9	63	計		1	21	20	26	68
1ヶ月後 7月29日	1	5	6	9	5		25	1			7	14	2	23
	2	2	12	7	3		24	2	2		11	10		23
	3	4	9	8	3		24	3	1	3	8	6	3	21
	計	11	27	24	11		73	計	3	3	26	30	5	67

チクロ問題に関する釘沢弁護士の見解

北田専務理事は7月24日11.00～12.00時、釘沢法律事務所を訪れ、チクロ問題、特に販売禁止時点における返品問題について法的見解を求めたが、釘沢弁護士は大要次のような意見を述べた。

☆ ☆ ☆

1. 返品問題の法的解釈について

取引の自由といつた商法上の大前提があり、厚生省としては本来、法的に回収命令は出せないと解釈される。

また返品を指示するような通達も出せないものと考えられる。もし厚生省がそのような通達を出したとするならば、この指示に従わなければよいことであり、黙殺すればよい。

なお、9月30日後において役人の指示によつて末端より運賃着払いで返品がなされた場合、それを受け入れると、その会社は自分の意志で返品を認めたこととなり、これによつて蒙つた損害に対しては異議申立てすることは出来なくなる。従つてあくまで返品に応ぜず例えば着払い返品があつたとしても再び送りかえせばその運賃等これによつて生ずる損害は補償請求ができる。これは商習慣を無視した越権行為であり、国家または公務員の不法行為といえるので、当然国家賠償の請求ができる。しかし販売禁止時点で厚生省が通達の出し方等により業界の姿勢が一致せず返品に応ずるところ、応じないところとまちまちになると混乱を招くもとなるので、業界は次のような対策を講じておくことが賢明であり、必要である。

☆ ☆ ☆

商慣習によつてあくまでも個々の関係業者間で約束ごとが行われ、返品は受け付けないとしているにも拘わらず若し厚生省が回収指示または返品せよといった指示をした場合、国がそこまで介入することは明らかに違法行為であり、これによつて蒙つた損害は国家に補償要求ができる。従つてこのような行政指導は行き過ぎであるからそのような行為はしないよう業界団体が先手を取つて陳情しておく必要がある。

7月2日の全缶協理事会決定による措置は合法的であり、かつ賢明であつた。厚生省に陳情するうえにおいても「返品には一切応じない」ことを徹底させておけばそれだけ強く厚生省に訴えることができる。

☆ ☆ ☆

なおテクロ入り缶詰を暴力団が買い占めるおそれもあり、この対策についてもやはり業界が返品は受け付けないことを強く打ち出しておくべきであろう。その意味からも厚生省が返品するよと指示するならば結果的に暴力団を擁護することになり、またそうしたことへの陳情をしておかないと個々の会社としては警察にも訴えられないということになる。

2. 中部食料品問屋連盟のチラシについて

7月18日付で出した中部食料品問屋連盟の2回目のチラシの内容で民法206条、180条、182条、192条、206条が掲げられているが、これは少しこけおとしの感があり、180、182、192条はあまり関係がない。

むしろ民法91条の

〔任意規定と意思表示〕

法律行為ノ当事者カ法令中ノ公ノ秩序ニ関セサル規定ニ異ナリタル
意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ、

によりお互いに任意で決めたことはその通りに実行すること。あるいは法例第2条〔慣習法〕

公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル慣習ハ法令ノ規定ニ依リテ認メタルモノ及ヒ法令ニ規定ナキ事項ニ関スルモノニ限り法律ト同一ノ効力ヲ有ス

すなわち商慣習は法律よりも優先するという条項の方が適切である。しかし外部に向つてはこれらの条項をいちいち掲げずに「商品売買の法原理（契約原理）から言つて……」という表現で訴えた方がよいと思う。

3. 銚子缶詰協会の要望書について

損害賠償の要求について10項目を挙げているが、そのうち①チクロ製品の異状なる値下げ販売（ダンピング）④在庫品の増加（売れ残つた場合）の2項目程度しか対象にはならないであろう。他の項目はチクロ禁止による直接の損害とは見做されないと思う。

いずれにしても損害についてあらかじめ予測されていたかどうかが問題であり、裁判所がそれをどう見るかで決まり、あらかじめ予測出来る事項（②および④）は通常生ずる損害とは異なり、特別事情による損害として認められよう。

私の考えとしては訴訟よりもこれからは政治力でやるほかないと思う。

4. 廃棄処分について

厚生省は行政指導として廃棄処分の指導をすることは出来る。

法的には販売してはいけないと指示し、陳列棚からその商品を降ろさせることはできる。

なお末端で在庫を指摘された場合、自家消費するのだということをはつきり言えばそれ以上の指導は厚生省としてもできない。

果 実 部 会

日 時 昭和45年7月21日 13.00～14.30時

場 所 北洋商事(株) 7階会議室

議 題 1. みかん缶、チェリー缶の情報交換の件

2. 新物もも缶詰に関する件

3. そ の 他

※ 部会討議の概要

この部会は6月末で生産の終了したチェリー缶詰、荷動が低迷しているみかん缶詰の情報交換、およびこれから本格生産期を迎える新物もも缶詰に関する件の討議を中心に開かれた。

1. みかん缶、チェリー缶の情報交換の件

〔チェリー缶詰について〕

6月末で生産を終了。原料価格は高低を繰り返したが主生産期は予想より割安となった。なお販売状況は一巡後の一服状態である。ことしの荷動きの特徴は例年6割位の出荷で一服となるが、今年は5割そこそこで一服したとの声もあつた。一般のフルーツ缶詰市況が悪いので不安もあり当用買いのため振り需要がないことが原因であろうとの見解が示された。

東日本は吸い込みが例年より早く来て先行き好感を持たれたが現在価格が落ち込んだところにあり、そう心配はないが利益はあまり乗らない商内となつている。現在の1次店建値、東京125～130円、関西130～133円が中心。生産数量は昨年の85万函に対してことしは75万函プラスアルファという線が出された。ことしのチェリー缶詰は通常であれ

ば上向く環境であるがまず可も不可もないといったところで次の実需期に期待を掛けようということになった。なお百番台以下の色素については評判がよいということである。

〔みかん缶詰について〕

みかん缶詰の荷動きは低迷しており、状況は悪い。内販生産数量700万函のうちブロークンの200万函程度は8割方、サイズ500万函は5割以下の消化と見られる。ブロークンは値下げし出血により荷動きよく高値85円、安値33円中心に取引きされている。

2. 新物もも缶詰に関する件

〔原料状況〕

福島は今日あたりから早生の砂子が出始め、山形も同時に出ると予想される。東北はほとんど雨が降らず原料は非常によい状態であり増産である。山形は90%が加工に回るが現在パツカーも慎重に構えておりよいムードとなつている。

〔昨年の生産実績〕

製缶筋の調べによると次の通りであるがほぼこの数量に近い線であろうとされた。

白 桃	535万函	内 販	587万函
黄 桃	55万函	輸 出	3万函
計	590万函	計	590万函

〔地区別生産数量〕

	白 桃	黄 桃
西 部	50万函	4万函
東海（静岡を含む）	170万函	10万函

関東、甲信越	50万函	11万函
山形	165万函	18万函
福島	70万函	9万函
その他	30万函	3万函
計	595万函	55万函

人甘、全糖の割合は7：3であろうという見解である。

[本年度生産予想]

ことしはパッカーも慎重であり各社の構えも7割～8割方におさえており、2～3割方減の手当が心づもりとされているが、オール全糖ということでもあり、昨年の2～3割減とおさえても気構えとしてはかなり強気の数ということが出来、チクロの安売りによつて缶詰の消費層が広がつたがいずれにしても價格的抵抗は覚悟しなければならないだろうとされた。

[JAS付とJASなしの製品について]

JASなし40～50%、標準JAS40%、特級JAS（JASはつけないが価値のあるもの）10～20%程度が一応考えられるがJASなしの製品が全体の足を引張るようなことはないかとの意見に対して東北はオールJASでゆく建前で一応JASなしは考えなくてもよく問題は静岡である。

早生物を除き、問屋と繋りのあるものはJAS受検をするのでJASなしはそれほど沢山の数は製造されないと思われる。

16°物は食べてまずくほとんど19°物の生産になろうとの見解であつた。品位の落ちるものは5号缶（4ツ割スライス）に詰めて逃げるといつた空気も出ている。

3. その他

1) 旧表示印刷缶（併用品）のJAS受検全糖品への転用に関する取扱いにつ

いて

日缶協では7月6日付および7月16日付で全缶協宛に文書が届けられたが、これは「旧表示印刷缶の印刷面をいわゆるシルバー・コーティング方式により全面的に抹消する。ただし、作業能力から見てやむを得ざる場合は、旧印刷面に2本の太線を引くことによつて、全面抹消に代えても差支えない。」というものである。これについては太線で消してその上にレーベルを貼つた缶詰がかつて市中に出回つてどういふクレームが発生しているかそれによつて問屋がいかに苦心したか実情をわきまえない処置であり、こうした不合理な措置に対し全缶協として「シルバーコーティング方式によつて完全抹消したもの以外は使わない。」ということの日缶協に文書で申し入れ、その写を製缶協会、全缶協各都府会に出し徹底をすることになった。

2) JASによるも缶詰採点について

北田専務理事から次のような報告を行なつた。

「去る7月1日、日本農業研究所で日本缶詰検査協会の検査員、全缶協(5名)、パツカー(5名)の三者がそれぞれの見方で20缶を検査したが、パツカー、問屋が期せずして12缶を特級と判定した。缶検はやはり少し辛い採点で7缶を特級とし、この7缶の特級も缶検の見方が2缶改められたものである。

3) 果実飲料公正競争規約について

果実飲料公正競争規約の公聴会は7月22日(水)13.00時から経済企画庁第2大蔵ビル会議室で開催されるが、公述人には販売業者の立場から(株)国分商店食品部次長益田栄次氏が公述を行なう。

☆

☆

☆

大橋氏から「サイクラミン酸塩添加」のシールが貼れていないまま売ら

れていたため京都、堀川町警察署で刑事問題になつてゐることが報告され、マスコミ等に報道されないよう努めた旨の経過説明があり、未だにシールを貼ろうとしない悪質な業者のいることも指摘し、余すところ後2カ月となつた販売期限まで不祥事の起きないようにしていきたいとの発言があつた。

☆

☆

☆

北村氏から全缶協理事会決定事項に従い中部食料品問屋連盟では「返品には一切応じない」旨を7月11日、引續いて7月18日の2回にわたりチラシ配布を行なつた。また7月24日に總會を招集し第8回目のチラシ配布を行うことにしており、これは法見解の披葦といつたことを盛り込み商取引の姿勢をただそうというもの。このチラシを出して当初は色々な反発もあつたが結局これは正しいことであり、すでに帯広、函館でも「返品に応じない。」とのチラシを配布し、金沢でもこれに同調するようでこうした動きが滲透し徹底していくと思うとの発言があつた。また10月に入つてからでもよいから国家補償といつた政府に対する働きかけをやつてもらいたいとの意向がありこれに対しては政治力以外になくアメリカのように議員立法でやる方法が一番よいのではないかというのであつた。

旧表示印刷缶の転用について

日缶協へ要望

7月21日の果実部会での決議に従い、7月28日付で日缶協に対し、下記文書により「シルバー・コーティング方式によつて完全抹消したもの以外は使わない。」旨を申し入れた。同時に(写)として日本製缶協会、全缶協各部会員

に送付徹底を図った。

旧表示印刷缶（併用品）の全糖品への 転用に関する取扱いについて

拝啓 盛夏の候ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、貴信 7月 6日付技発第 70号および 7月 16日付技発第 77号「もも缶詰の旧表示印刷缶（併用品）の J A S 受検全糖品への転用に関する取扱いについて」によれば貴協会では原則としてシルバー・コーティング方式により全面的に抹消するが、ただし作業能力から止むを得ざる場合①旧印刷面を 2本の太線（1本の太線 3mm程度以上）で抹消したうえ全糖表示のレーベルの表面に説明書きを示す②レーベルの代りにステッカーを使用する場合、旧表示を完全抹消するなどの細目を決められておりますが弊協会申合せ事項と致しましては缶詰の信用回復の面からも、また二重表示等による消費者からの苦情を受けることを再び犯さぬため、旧表示印刷缶の転用はもも缶に限らずすべてシルバー・コーティング方式によつて完全抹消したもの以外自今は使用しない方針でありますので貴会におかれましては傘下会員に対して弊協会の方針をご伝達賜わり、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

関係団体報知

※ 中部食料品問屋連盟（会長森下裕）では、7月2日の全缶協理事会決議事項にもとづき「返品に一切応じない」との主旨のチラシ約 80万枚を印刷

し、末端まで徹底を図る意味において、7月11日、18日の2回にわたり配布した。そのチラシの内容は次の通り。

昭和45年7月11日

各 位 殿

中部食料品問屋連盟

会長 森 下 裕

チクロ入り缶詰のお取扱いについて

既に十分ご認識の如く、チクロ入り缶詰の販売猶予期限もあと3カ月ほどとなり、9月30日以降は販売禁止となります。業者挙げての¹⁾価格引下げ²⁾等その対策に真剣な努力がなされ、末端での消化も順調に進み、期限内に100パーセント消化可能の見通しもつけられるようになったものと思います。

「皆様のお店の棚や倉庫の奥に積み残したご在庫はございませんか」余日少ないことから販売促進にご尽力され、極力消費者の目にふれ手に届く場所に移して期限内に100パーセント売り切つてしまうようご配慮下さい。

全国缶詰問屋協会では、先般チクロ入り缶詰、びん詰製品の返品には一切応じないことを決議、その旨が通達されましたが、先きに日本缶詰協会の統一見解にもありましたように「現在製品を所有している者にそれを処理する責任がある」ことが確認されております。この趣旨をご認識のうえ期限内全量販売に全力を注がれるようご配慮下さい。

敬 具

昭和45年7月18日

各 位 殿

中部食料品問屋連盟

会長 森 下 裕

チクロ入り缶びん詰の返品は出来ません

チクロ入り缶びん詰の販売は9月30日までです。チクロ入り食料品に対する行政措置ではメーカー、問屋に回収を命じておりません。返品問題に関して種々の検討が行なわれてきましたが、法的（民法180、182、192、206の各条項、商法501、503、526、570の各条項の規定）解釈により、当連盟では爾後「返品は一切応じない」ことを決定、業界の煩雑な混乱を避けることになりました。皆様が注意することは次の諸点です。

1. 爾後一切の処理責任は現在所有しているもの（メーカー、問屋、小売店各自）にある。
2. したがって猶予期間（9月30日）までに販売し、期間後の廃棄処理は各自の損害負担となる。
3. 陳列棚、在庫の販売整理は各自注意して行なう。
4. 見切り、値下げは各自の負担で行なう。

小売店在庫は棚からおろし、また倉庫から出し、人目にふれる場所で売り切つて下さい。問屋、メーカーはすでに見切り価格で出荷しており、**全量**消化に努力しています。爾後メーカー、問屋が返品に応じることはありません。この趣旨を徹底され、100パーセント販売を完了して下さい。

※ 銚子缶詰協会では45年7月24日付で日本缶詰協会に対し要望書を提出し

次の要請を行なつた。

1. 国家に対し、損害賠償の要求。

1. テクロ製品の異状なる値下げ販売。
2. 市況の大混乱。
3. 輸出市況の悪化及び滞貨（内販市況悪化のため、輸出製品の過剰）
4. 在庫品の増加（全糖製品にも影響甚大）
5. 代金回収の不円滑。
6. 商慣習の破壊。
7. 在庫、市況不安のため操業短縮。
8. 従業員の不安。
9. 同業者倒産による影響、不信感。

10. 9月末日、テクロ製品流通販売禁止後の製品の処置。

7月9日添加物対策協議会で国家賠償は不可能であるとの説がある。我々はこの説には納得出来ない。

国家は故意又は過失ではないと言うが、今日の時点に於いて前述10項目の発生をみている。これについて過失ではないと言い切れるか、昭和44年11月10日の時点に於いて現在の様な社会的、経済的な不安の起る事は、当然予測されていなかつたか、又行政責任はないものか、我々善良なる業者はその良識の範囲内に於いて己を主張することが出来ないのか再検討を要求する。

最近の情報によると米国では此の問題に関して、国家に対し保証の請求が行なわれている。

2. 長期金融措置

無利子、無担保、返済10ヶ年。特別立法化措置を政府に陳情。

3. 全国大会の開催を要求

1. 2の要求完遂のため全国大会の開催を要求する。

1. 政府並びに国会に対し陳情を行う。

2. 同時にプラカードを持ち、政府並びに国会に対するデモ行進の実施。

3. 日時は日缶協に一任。

4. チクロ入り缶詰の取扱いについて。

昭和45年7月2日全缶協で発表したチクロ製品の取扱いについて、日缶協でも同様の措置を取ってもらいたい。

〔 役員異動 〕

※ 弥生食品(株) (清水市江尻永楽町68番地)では、6月30日開催の臨時株主總會および取締役会において次の役員人事を決定した。

代表取締役社長 榎 島 礼 三 氏 (新任)

専務取締役 (代表取締役) 野 田 隆 一 氏

常務取締役 山 川 馨 二 氏

取 締 役 岩 城 秀 二 氏

・ 藤 田 三 郎 氏

(伊藤忠商事(株)取締役食品本部長)

・ 宮 沢 真 介 氏 (新任)

(伊藤忠商事(株)水産部長)

・ 芦 川 栄 一 氏

監 査 役 高 田 幸 一 氏

(伊藤忠商事(株)国内事業部長代理)

会 員 消 息

※ 新井敏也氏尊父ご逝去

野崎産業㈱在 詰第2 部次長新井敏也氏尊父正雄氏（横浜丸漁㈱元社長、現
相談役）は7月29日午前2時20分食道癌のため東大病院にてご逝去享
年62（自宅 横浜市港北区篠原1-8-41）葬儀は丸漁㈱の社葬をもつ
て7月29日 午後2～3時、横浜市西区西久保3-7久保霊堂にお
いて執り行なわれた。

